

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する物品購入等の契約の適正な履行等を確保するため、入札参加資格者が契約に違反した行為、贈賄その他の不正行為を起こした場合等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県 県（教育委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、議会及び警察本部を含む。）をいう。
- (2) 物品購入等 物品の購入、製造の請負その他（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）をいう。
- (3) 入札参加資格者 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第3条第1項の規定に基づき、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (4) 県発注契約 県が発注する物品購入等の契約をいう。
- (5) 課長等 奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）第2条第3号に掲げる課長及び同条第8号に掲げるかい長をいう。
- (6) 役員等 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（別表「入札参加停止措置基準」（以下「別表」という。）に規定する措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。
- (7) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。
- (8) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (9) 入札参加停止 入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、別表各項に定める期間、県が発注する物品購入等の入札に参加させない措置をいう。
- (10) 奈良県会計局入札参加停止検討委員会 奈良県会計局入札参加停止検討委員会要領により設置した委員会をいう。
- (11) 奈良県物品購入等入札参加停止審査会 奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号）により設置した審査会をいう。
- (12) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (13) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (14) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の履行を妨げる行為をいう。

(入札参加停止)

- 第3条 知事は、措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、別表に規定する期間の入札参加停止の措置を決定する。
- 2 前項の規定による入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。
 - 3 契約担当者（知事及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）は、第1項の規定による決定があった場合は、県が発注する物品購入等の入札に当該入札参加資格者を参加させてはならない。
 - 4 契約担当者は、第1項の規定による決定があった場合において、当該決定に係る入札参加資格者が入札に参加しているときは、入札未執行のものに限り当該入札参加を取り消すものとする。
 - 5 第2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に、再度、措置要件に該当した場合においては、再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。
 - 6 入札参加停止の期間（連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間）は、36月を超えることができない。ただし、別表第12項第9号（県発注契約に係る債務の滞納）及び第13項（経営不振）に係る入札参加停止については、この限りでない。

(共同企業体に関する入札参加停止)

- 第3条の2 知事は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例等)

- 第4条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件について別表各項に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。
 - (1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず（事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。）、当該事案について、別表第9項、第10項（独占禁止法違反）又は第11項（談合等）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 別表第9項、第10項（独占禁止法違反）又は第11項（談合等）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - (3) 別表第9項又は第10項（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項（同法第7条の9第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

- 3 知事は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。
- 4 知事は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。
 - (1) 入札参加資格者等が別表第9項又は第10項（独占禁止法違反）の措置要件のいずれかに該当した場合であっても、課徴金減免制度が適用され、かつ、その事実が公表されたとき 当該制度の適用がなかったと想定した場合の別表各項に定める入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (2) 県に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をした場合 別表各項に定める入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
- 5 知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表各項及び第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 6 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各項に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。
- 7 知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 第4項、第5項及び第7項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
- 9 知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。）は、入札参加停止を解除するものとする。なお、入札参加資格者等が責めを負わないことが明らかになったと認めるときとは、不起訴になった場合又は無罪が確定した場合等をいう。

（入札参加停止等の決定）

- 第5条 知事は、奈良県会計局入札参加停止検討委員会（以下「検討委員会」という。）の議を経て、第3条第1項の規定による入札参加停止、前条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用若しくは変更又は前条第9項の規定による入札参加停止の解除（以下「入札参加停止等」という。）を行うものとする。
- 2 知事は、検討委員会において措置要件の適用に疑義が生じたとき及び前条第9項の規定により入札参加停止を解除しようとするときは、奈良県物品購入等入札参加停止審査会（以下「入札参加停止審査会」という。）に諮る旨の検討委員会の議を経て、入札参加停止審査会に諮るものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により入札参加停止審査会に諮るときは、入札参加停止審査会の速やかな会議の開催を要請するものとする。

- 4 知事は、入札参加停止審査会から議決内容の通知があったときは、検討委員会の開催を要請し、その議を経て入札参加停止等を決定する。この場合において、知事は、当該入札参加停止等の決定について入札参加停止審査会に報告するものとする。

(入札参加停止の承継)

第6条 入札参加停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置を引継ぐものとする。

- 2 知事は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

(通知)

第7条 知事は、第3条第1項の規定による入札参加停止の措置（第4条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例を適用する場合を含む。）を決定したとき、第4条第2項若しくは第7項の規定による入札参加停止期間の変更をしたとき又は同条第9項の規定による入札参加停止の措置の解除をしたときは、入札参加資格者に対し遅滞なく、それぞれ第1号様式、第2号様式又は第3号様式により通知するものとする。

- 2 知事は、第3条第1項の規定による入札参加停止の措置（第4条第1項から第8項までの規定による入札参加停止の期間の特例を適用する場合を含む。）を決定したとき、第4条第2項若しくは第7項の規定による入札参加停止期間の変更をしたとき又は同条第9項の規定による入札参加停止の措置の解除をしたときは、課長等に対して、それぞれ第4号様式、第5号様式又は第6号様式により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により入札参加資格者に対し入札参加停止等の通知をする場合においては、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、取引の相手方が特定され、かつ、他の者に替えがたい場合等やむを得ない理由がある場合で、あらかじめ契約担当者が承認申請を行い、検討委員会の承認を受けたとき（契約担当者の承認申請によらず、あらかじめ検討委員会が必要に応じ承認したときを含む。）はこの限りでない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第9条 知事は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(契約違反行為等の報告)

第10条 課長等は、県発注契約の履行に当たり、措置要件のいずれかに該当すると思われる契約違反行為等が入札参加資格者にあつたときは、速やかに第7号様式により知事に報告しなければならない。

- 2 課長等は、入札参加資格者等が業務関連法令等に重大な違反をしたとき又は違

反した事実を知ったときは、速やかに第8号様式により知事に報告するものとする。

- 3 課長等は、入札参加資格者等が県発注契約の履行に当たり、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与える事故を起こした事実を知ったときは、速やかに第9号様式により知事に報告するものとする。

（入札参加停止情報の公表）

第11条 知事は、入札参加停止（別表第13項（経営不振）に係るものを除く。次項において同じ。）に関する情報（以下「入札参加停止情報」という。）を公表するものとする。

- 2 入札参加停止情報の公表の時期、公表の期間及び公表の方法については、以下のとおりとする。

- (1) 公表の時期 入札参加停止の決定後速やかに公表する。
- (2) 公表の期間 入札参加停止の期間満了の日の属する月の末日まで
- (3) 公表の方法 会計局総務課において、及び奈良県ホームページへの登載により、閲覧に供する。

（非入札参加資格者の取扱い）

第12条 非入札参加資格者（入札参加資格者ではないが、県と物品購入等の契約をこれから締結しようとする者）が措置要件のいずれかに該当するときは、当該非入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、入札参加停止等の措置の事務に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日前になされた改正前の「物品購入等の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から適用する。ただし、改正後の別表第12項第4号（刑法に係る部分に限る。）の規定は、同日以後に行われた行為による重大な違反について適用し、同日前に行われた行為による重大な違反については、なお従前の例による。
- 2 改正前の奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領の規定による入札参加停止は、改正後の奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措

置要領の規定による入札参加停止とみなす。ただし、改正前の第3条第2項、第4条第3項（入札参加停止の期間に係る部分に限る。）並びに別表第8項及び第12項第4号（刑法に係る部分を除く。）に規定する措置要件及び期間の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以降に審決されたものに係る入札参加停止については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年12月25日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前に行われた独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第6条第1項から第3項まで及び附則第8条の規定により、この要領の施行日以後に改正独占禁止法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2第7項の規定の適用があった場合の入札参加停止の期間については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 改正後の別表第3項第6号の規定は、施行日以後に発生した違反行為から適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4項（負傷者の定義に係る部分に限る。）及び別表第5項（重傷者の定義に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第5項（重傷者の定義に係る部分を除く。）、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項第1号から第4号まで及び同項第9号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に

措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 2 項第 4 号、同項第 5 号及び同項第 1 0 号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 3 0 日から施行する。

別表（第3条、第10条関係）

入札参加停止措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 競争入札参加資格審査申請若しくは県が発注する物品購入等の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれらを幫助したとして、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1）競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）及びその添付書類 （2）競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類 （3）随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類 （4）その他入札・契約に関する確認資料	6 月（幫助は3 月）
（粗雑な履行） 2 県発注契約の履行に当たり、粗雑品の納入、仕様書等に定められた品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められるとき。ただし、瑕疵が軽微であるときを除く。 （1）故意による場合 （2）過失による場合	1 2 月 6 月
（契約違反行為等） 3 県発注契約の履行に当たり、前項に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当と認められるとき。 （1）契約の解除がなされたとき。 （2）正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。 （3）履行遅滞があったとき。（賃貸借契約その他の役務の提供に係る契約のうち、物件の設置、人員の配置等が目的に含まれるものにおいて、当該物件の設置、人員の配置等が遅延したことにより、当該契約の履行の開始が遅延したときを含む。） ア 2 月以上 イ 1 月以上2 月未満 ウ 1 月未満 （4）監督又は検査の実施に当たり、県の職員の職務の執行を妨げたとき。 （5）正当な理由なく県の職員の指示に従わないとき。 （6）前各号までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。	6 月 6 月 3 月 2 月 1 月 1 月 1 月 1 月

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（県発注契約の相手方の関係者以外の不特定多数の一般人をいう。次項において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により３０日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次項から第７項までにおいて同じ。）。 ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合 イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合 なお、県発注契約の履行における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を入札参加資格者が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての入札参加資格者の責任が明白となった場合とする。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	6 月 3 月 6 月
5 物品購入等の契約で県発注契約以外のもの（以下「一般契約」という。以下同じ。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（医師により６０日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この項、次項及び第７項において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。 なお、一般契約における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。（第７項において同じ。）	

措 置 要 件	期 間
(1) 死亡者を生じさせたとき。 ア 県内における一般契約の履行の場合 イ 県外における一般契約の履行の場合 (2) 重傷者を生じさせたとき。 ア 県内における一般契約の履行の場合 イ 県外における一般契約の履行の場合 (3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。 ア 県内における一般契約の履行の場合 イ 県外における一般契約の履行の場合	3 月 2 月 2 月 1 月 3 月 2 月
(安全管理措置の不適切により生じた関係者の事故) 6 県発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約の相手方の関係者（以下「関係者」という。）に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者を生じさせたとき。	2 月 1 月
7 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	1 月
(贈賄) 8 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 県の職員に対する贈賄 (2) 県内の公共機関（贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄（前号を除く。） ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等 (3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄 ア 奈良県内に本店を置く入札参加資格者等 イ 奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	2 4 月 2 4 月 1 8 月 2 4 月 1 2 月
(独占禁止法違反行為) 9 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関して、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

措 置 要 件	期 間
(1) 県発注契約及び県内の一般契約の履行の場合 (2) 近畿府県の一般契約の履行の場合 (3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	1 8 月 9 月 6 月
1 0 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関し独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 県発注契約及び県内の一般契約の履行の場合 (2) 近畿府県の一般契約の履行の場合 (3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	2 4 月 1 2 月 6 月
(談合等) 1 1 入札参加資格者等が、次に掲げる契約の履行に関し刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6（公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 0 1 号）違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は県が当該被疑事実を確認し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 県発注契約及び県内の一般契約の履行の場合 (2) 近畿府県の一般契約の履行の場合 (3) 県外（近畿府県を除く。）の一般契約の履行の場合	2 4 月 9 月 6 月
(不正又は不誠実な行為) 1 2 前各項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者、その役員等又はその使用人が、次のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる契約の履行に関し暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。 ア 県発注契約及び県内の一般契約の履行の場合 イ 県外の一般契約の履行の場合 (2) 使用人が次に掲げる契約の履行に関し暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。 ア 県発注契約及び県内の一般契約の履行の場合 イ 県外の一般契約の履行の場合	1 2 月 9 月 9 月 6 月

措 置 要 件	期 間
(3) 入札参加資格者等が業務に関し脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。 (4) 入札参加資格者等が業務に関し、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。 (5) 前4号に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が業務に関し、業務関連法令（警備業法、薬事法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等をいう。）、労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等をいう。）又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。 ア 県内に本店を置く入札参加資格者等 イ 県外に本店を置く入札参加資格者等 (6) 入札参加資格者等が、県が発注する物品購入等の入札に際し、入札者心得に違反したとき。 (7) 入札参加資格者等が、県が発注する物品購入等の入札に関し、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。 (8) 入札参加資格者が、県が発注する物品購入等の入札に関し、正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。 (9) 入札参加資格者が、違約金等県発注契約に係る債務を滞納しているとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 月 1 月 3 月 2 月 2 月 6 月 3 月 納付が確認されるまで

措 置 要 件	期 間
ア 法定刑に死刑又は無期の懲役刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合 イ 有期の禁錮刑若しくは懲役刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合 ウ 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合（ア又はイに該当する場合を除く。） (11) 入札参加資格者等が、県発注契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたと認められるとき。 (12) 入札参加資格者等が、県の職員が不適正な会計処理（預け（入札参加資格者に架空発注を行い、当該発注に係る代金を当該入札参加資格者に預けること）、差し替え（発注した物品と現実に納品された物品が異なること）などをいう。）を行っていることを知りながら当該行為に協力したとき。 (13) その他重大な反社会的行為があり、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 月 4 月 2 月 3 月 1 月以上 3 月以内 1 2 月以内
（経営不振） 1 3 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 (2) 入札参加資格者が破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。 (3) 入札参加資格者が民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続を申し立てたとき。 (4) 入札参加資格者が会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）に基づく更生手続を申し立てたとき。	取引再開が確認されるまで 破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで 再生計画の認可決定の確定が確認されるまで 更生手続開始決定の確定が確認されるまで

措 置 要 件	期 間
(暴力団又は暴力団員) 1 4 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であるとき。 (2) 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。 (3) 入札参加資格者又はその役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 (4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 (5) 前2号に掲げるもののほか、入札参加資格者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (6) 入札参加資格者が、県発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月） 改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月） 改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月） 改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月） 改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月） 12月

措 置 要 件	期 間
(7) 入札参加資格者が、県発注契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。 (8) 入札参加資格者が、県発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	1 2 月 6 月
（奈良県公契約条例に関する措置要件） 1 5 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する特定受注者（以下「特定受注者」という。）が、条例第16条の規定により過料に処されたとき。 (2) 条例第2条第6号に規定する特定下請負者等（以下「特定下請負者等」という。）が、条例に基づく報告又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたと認められるとき。 (3) 前号の場合において、特定受注者が、当該特定下請負者等に対して、指導その他必要な措置を講じない等不誠実な行為をしたと認められるとき。	3 月 1 月 1 月
（その他） 1 6 その他検討委員会の議を経て、知事が入札参加停止の措置を必要と認めたとき。	知事が必要と認める期間

第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

第 年 月 日 号

様

奈良県知事

入札参加停止通知書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 3 条第 1 項の規定による入札参加停止の措置を下記のとおり決定しましたので、同要領第 7 条第 1 項の規定により通知します。

〔※ これにより、入札参加停止の措置の期間中、競争入札への参加が停止されることはもとより、随意契約の相手方としても制限されることを申し添えます。〕

記

1 入札参加停止措置の期間

この通知日から 月

（ 年 月 日から まで）

2 入札参加停止の理由

※（第 8 条ただし書の規定による検討委員会の承認を受けた場合）

〔※ これにより、入札参加停止の措置の期間中、競争入札への参加が停止されます。〕

第 2 号様式（第 7 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

奈 良 県 知 事

入札参加停止期間変更通知書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 4 条第 2 項（第 7 項）の規定により入札参加停止の期間を下記のとおり変更しましたので、同要領第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 入札参加停止の期間の変更

変更前			変更後		
年	月	日から	年	月	日から
年	月	日まで	年	月	日まで

2 入札参加停止の期間の変更の理由

第3号様式（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

入札参加停止解除通知書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第4条第9項の規定により入札参加停止を下記のとおり解除することとしましたので、同要領第7条第1項の規定により通知します。

記

1 解除される日 年 月 日

2 解除の理由

第 4 号様式（第 7 条第 2 項関係）

第 年 月 日 号

各課長
かい長 殿

知 事

入札参加停止の決定について（通知）

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 3 条第 1 項の規定による入札参加停止の措置を下記のとおり決定しましたので、同要領第 7 条第 2 項の規定により通知します。

〔※ これにより、当該者は入札参加停止の措置の期間中、競争入札への参加が停止されることはもとより、随意契約の相手方としても制限されること〕
となります。

商号又は名称	代表者	住 所	入札参加停止の期間	入札参加停止の理由	登録番号
			年月日から 年月日まで		

※（第 8 条ただし書の規定による検討委員会の承認を受けた場合）

〔※ これにより、入札参加停止の措置の期間中、競争入札への参加が停止〕
されます。

第 5 号様式（第 7 条第 2 項関係）

第 年 月 日 号

各課長
かい長 殿

知 事

入札参加停止期間の変更について（通知）

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 4 条第 2 項（第 7 項）の規定により入札参加停止の期間を下記のとおり変更しましたので、同要領第 7 条第 2 項の規定により通知します。

商号又は名称	代表者	住 所	変更前の期間	変更後の期間	変更理由
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

第 6 号様式（第 7 条第 2 項関係）

第 年 月 日 号

各課長
かい長 殿

知 事

入札参加停止の解除について（通知）

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 4 条第 9 項の規定により入札参加停止を下記のとおり解除することとしましたので、同要領第 7 条第 2 項の規定により通知します。

商号又は名称	代表者	住 所	解除日	解除理由	登録番号

第 7 号様式（第 10 条第 1 項関係）

第 年 月 日 号

知 事 殿

課 長 又 は か い 長

契 約 違 反 等 報 告 書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

物品購入等の 契 約 概 要	契 約 内 容	
	契 約 金 額	
	契 約 期 間	
契 約 業 者	商号又は名称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
契約違反等の 内 容	発 生 年 月 日	
	発 生 場 所	
	(内容)	

- ※ 1 入札における不正行為等があった場合、「契約業者」を「入札参加資格者」に読み替える。代理人が入札に参加している場合は、当該代理人（支店長、営業所長など）の内容を記載する。
- ※ 2 「契約違反等の内容」は、入札参加停止措置基準に該当するかを判断するため、できるだけ詳細に記入すること。

第 8 号様式（第 1 0 条第 2 項関係）

第 年 月 日 号

知 事 殿

課 長 又 は か い 長

業 務 関 連 法 令 違 反 等 報 告 書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

違 反 者	商号又は名称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
根 拠 法 令		
処 分 内 容		
違反事案内容	発 生 年 月 日	
	発 生 場 所	
	(内容)	

第 9 号様式（第 1 0 条第 3 項関係）

第 年 月 日 号

知 事 殿

課 長 又 は か い 長

事 故 発 生 報 告 書

このことについて、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」
第 1 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

業 務 名			
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
契 約 相 手 方	商号又は名称		
	代 表 者 名		
	所 在 地		
契 約 金 額	円		
履 行 場 所	名 称		
	所 在 地		
事 故 内 容	被 災 者		
	発 生 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
	発 生 場 所		
	(内容)		
事故発生後に講じた措置			
添付書類			